

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年11月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	広島県	
3. 市区町村名	三次市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭の父又は母及び児童等	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年9月30日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	15	
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E4%B8%89%E6%AC%A1%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=20&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=7&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=9&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係	▼	

執行機関名 三次市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年三次市条例第144号)によるひとり親家庭等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三次市条例第24号)別表第1 第3の項 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年三次市条例第144号)によるひとり親家庭等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第一条	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年4月1日条例第144号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて(母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること)を目的とする。	第1条 この条例は、(ひとり親家庭の父又は母、児童等)に対し、医療費の一部を支給することにより、その(保健の向上及び生活の安定を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三次市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年4月1日条例第144号) 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(平成16年4月1日規則第100号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例第4条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号イ	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号ロ	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号イ	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の受給資格の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号イ	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号ロ	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の受給資格の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号イ	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第5条第2項、第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--